

令和6年
11月号



さわやか川辺 ～安全で安心な地域をめざして～



川辺交番
24-8223
担当
石元 昌宏

児童虐待から子供を守ろう



○児童虐待とは…

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次のような行為をすることをいいます。

○身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること



○性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力・性的行為の強要やそのかし、性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなど児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



○心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



○怠慢又は拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること

【児童虐待の早期通報のお願い】



児童虐待から子どもを守るには早期発見・通報が必要です。

児童虐待かもしれないと感じたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所へ迷わず通報してください。

- 緊急時は110番
- 最寄りの警察署又は交番・駐在所
- ヤングテレホン ☎026-232-4970



「女性に対する暴力をなくす運動」～令和6年11月12日から11月25日～

「ストーカー被害」や「DV被害」我慢しないで、すぐ相談を！！

＜＜警察の相談窓口＞＞

- ・警察本部警察相談窓口：「#9110」又は「026-233-0110」
- ・警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：「026-234-8110」、「0120-037-555」
- ・性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）

＜＜警察以外の相談窓口＞＞

- ・長野県女性相談センター：026-235-5710
- ・長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”：0266-22-8822
- ・DV相談ナビ「#8008」（はれれば）
- ・DV相談プラス「0120-279-8891」

↓相談窓口検索はこちら↓

